

# 産業廃棄物処理施設変更許可証

平成 30年 7月 18日

住 所 群馬県邑楽郡邑楽町篠塚 3 8 番 1

氏 名 株式会社グリーンマテリアル  
代表取締役 山下隼平

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条の 2 の 6 第 1 項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

群馬県知事

大澤 正明



許可の年月日	平成 30年 7月 18日	許可番号	群馬県第356-3号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	施設の種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 8 号の 2 で定める木くずの破砕施設  処理する産業廃棄物の種類 ①木くず（以上 1 種類）		
設置場所	群馬県邑楽郡邑楽町大字篠塚字八丁38番1、38番2、39番1、39番2、40番1、40番3及び41番1		
処理能力	木くず [240t/日]		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	なし		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合には当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		